

# 令和2年度新潟県放課後児童支援員認定資格研修実施要項

## 1. 研修名称

令和2年度新潟県放課後児童支援員認定資格研修

## 2. 主催

新潟県

## 3. 研修運営

株式会社ニチイ学館（研修運営業務委託事業者）

## 4. 研修日程及び時間

別紙「令和2年度新潟県放課後児童支援員認定資格研修会 開催日程一覧」のとおり

## 5. 受講科目

次に記載する全16科目（1科目90分）

- 1-① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- 1-② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- 1-③ 子どもの家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- 2-④ 子どもの発達理解
- 2-⑤ 児童期（6～12歳）の生活と発達
- 2-⑥ 障害のある子どもの理解
- 2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
- 3-⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- 3-⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- 3-⑩ 障害のある子どもの育成支援
- 4-⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- 4-⑫ 学校・地域との連携
- 5-⑬ 子どもの生活面における対応
- 5-⑭ 安全対策・緊急時対応
- 6-⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- 6-⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

## 6. 研修会場

別紙「令和2年度新潟県放課後児童支援員認定資格研修 開催日程一覧」及び「令和2年度放課後児童支援員認定資格研修 会場のご案内」のとおり

## 7. 対象者

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項の各号（別紙条項のとおり）※のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事している者または従事しようとする者

※ 平成30年度の認定資格研修から、以下の方に受講要件が拡大しています。

- ・5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者（高等学校卒業不要）

また、「教諭となる資格を有する者」については、「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」と明確化されました。

## 8. 科目の一部免除

既に取得している資格等に応じて、次のとおり研修科目の一部について免除することができます。

- (1) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者
  - 2-④ 子どもの発達理解
  - 2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
  - 2-⑥ 障害のある子どもの理解
  - 2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
- (2) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者
  - 2-⑥ 障害のある子どもの理解
  - 2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
- (3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項第4号に規定する教諭となる資格を有する者
  - 2-④ 子どもの発達理解
  - 2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
- (4) 放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証の発行を受けている者はその修了科目

## 9. テキスト

放課後児童支援員都道府県認定資格 研修教材（発行：中央法規出版株式会社）を持参すること。

※別紙「放課後児童支援員都道府県認定資格 研修教材」申込書のチラシを参照のうえ購入してください。なお、テキストは最新版（第2版：2020年5月）をお持ちください。（昨年度のテキストは第1版です）

## 10. 受講申込方法

- (1) 別紙「受講申込書」（Excel方式）に必要事項を入力し電子メールで、各市町村放課後児童クラブ担当課へお申込みください。
- (2) メール環境がない方は、別紙「受講申込書」に必要事項を記載し、各市町村放課後児童クラブ担当課へ郵送またはFAXでお申し込みください。

## 11. 添付書類

- (1) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項の各号いずれかに該当することが分かる資料（いずれも写しで可）を添付してください。（郵送または電子メール）

第1号	保育士資格取得者	資格証
第2号	社会福祉士資格取得者	資格証
第3号	高等学校卒業かつ、2年以上児童福祉事業に従事したものの	① 卒業証明書 ② 実務経験証明書 それぞれ添付すること
第4号	教育職員免許法第4条に規定する免許取得者	免許状
第5号	大学において、社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	① 卒業証明書 ② 科目履修証明書 それぞれ添付すること

第6号	大学において、社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位修得したことにより、大学院への入学を認められた者	成績証明書
第7号	大学院において、社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	卒業証明書
第8号	外国の大学において、社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	卒業証明書
第9号	高等学校卒業者であり、かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの	① 卒業証明書 ② 実務経験証明書 ③ 当該市町村長が適当と認めたことが分かる書類 それぞれ添付すること
第10号	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの	① 実務経験証明書 ② 当該市町村長が適当と認めたことが分かる書類 それぞれ添付すること

(2) 一部科目修了証の発行を受けている方は「一部科目修了証」の写し。

## 12. 申込期限

令和2年10月2日(金)

## 13. 受講決定通知

- (1) 定員を超えた場合は、主催者側で調整します。
- (2) ニチイ学館新潟事務局より各市町村へ連絡します。
- (3) 市町村より受講者へ受講決定(受講案内等)のご連絡をします。

## 14. 本人確認

運転免許証、健康保険証、パスポート等の公的機関発行の証明書を、受講の都度提示してください。

## 15. 修了評価

- (1) 適切に履修したことを確認するため、科目毎にレポート又はチェックシートを提出していただきます。
- (2) 30分以上の遅刻、早退、離席等があった場合は、当該科目は履修とはなりません。

## 16. 修了証の交付

- (1) 全科目を適切に履修した方に修了証を交付します。
- (2) やむを得ない理由により一部の科目を欠席した場合は、履修済みの科目について一部科目修了証を発行します。

## 17. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応について

本年度の放課後児童支援員認定資格研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を図ったうえで開催する予定です。受講を希望される方は以下の

ことにご理解・ご協力いただくようお願いいたします。

- (1) マスクは各自でご持参いただき、研修会場内では昼食時を除き、着用をお願いします。
  - (2) 研修期間中の健康チェック、会場入室時のアルコール消毒や手洗い・うがい、検温等にご協力ください。
  - (3) 発熱、咳等風邪の症状がある、体調がすぐれない場合は出席をご遠慮ください。
  - (4) 受付の際、非接触式体温計で検温いたします。37.5度以上の発熱が認められる場合は、参加の取り止めをお願いすることがあります。
  - (5) 受講者同士の密着、密接な環境を避けるため、研修時の机は一人かけ、指定席とします。
  - (6) こまめな換気を予定しているため、室内温度が変動することが想定されます。温度調節ができる服装や喉が乾燥しないための水分等各自用意をお願いします。
  - (7) 2週間以内に海外へ渡航した方、滞在していた方は、参加をご遠慮いただくようお願いいたします。
  - (8) 今後の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況等を鑑み、研修中止（一部科目の中止を含む）になる可能性がございます。予めご了承ください。
- ※なお、本対応については本実施要項作成時点の知見等に基づくものであり、今後変更等を行う場合があります。

## 18. 注意事項

- (1) 本実施要項のほか、放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研ガイドライン）、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を熟読のうえ、申込・受講願います。
- (2) 新型コロナウイルス感染予防対策で、会場の受講者数を制限しています。申込み会場で全日程の出席をお願いいたします。欠席した科目は他会場で振替受講することができません。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大により途中で研修が中止になった場合、履修した科目のみ修了（一部科目修了）となります。予めご了承ください。

## 19. その他

申込書等は以下のホームページにも掲載してありますのでご活用ください。

【新潟県ホームページ】

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kodomokatei/>

【ニチイ学館（ニチイキッズ）ホームページ お知らせ一覧】

<http://www.nichiikids.net/topics/backnumber/2020.html>

## 20. 申込・問い合わせ先

株式会社ニチイ学館新潟支店（研修運營業務受託事業者）

〒950-0088

新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル4階

TEL：025-245-3913

FAX：025-248-4057

E-mail：ec611j@nichiigakkan.co.jp

(職員)

**【第10条第3項 抜粋】**

- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
- 一 保育士の資格を有する者
  - 二 社会福祉士の資格を有する者
  - 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
  - 四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条に規定する免許状を有する者
  - 五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
  - 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
  - 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの